

[委員会からのお知らせ](#)

[第296回 食品安全委員会議事概要](#)

## ■第296回食品安全委員会会合

日時:平成21年7月30日(木) 14:00~15:05

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:19名

## 議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○遺伝子組換え食品等 1品目

1) 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種

・厚生労働省からの説明。

・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

\* 既に安全性が確認されている除草剤に対する耐性を持つトウモロコシ2系統を掛け合わせた品種です。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1) 「性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)」に関する意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員長代理及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\* 豚に対する免疫学的去勢効果を目的とした注射剤です。

(3) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

1) 「オラキンドックス」に関する意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員長代理及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\* 抗菌剤で、豚の細菌性下痢症の防止を目的に使用されます。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。なお、国内では、動物用医薬品の承認及び飼料添加物の指定はありません。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について

・「ピリフルキナゾンの一日摂取許容量(ADI)を0.005mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

\* 殺虫剤で、ばれいしよ、キャベツ等への新規農薬登録申請がされています。

2) 農薬「メラクロール」に係る食品健康影響評価について

・「メラクロールのADIを0.097mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

\* 除草剤で、かんしよ、だいず等に使用します。光学活性体であるS-メラクロールについて、かんしよ、だいず等への適用が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) 動物用医薬品「カラゾロール」に係る食品健康影響評価について

・「カラゾロールのADIを0.1μg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

\* β遮断薬で、牛や豚のストレス軽減などに用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4) 遺伝子組換え食品等「XAS株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』で規定された評価の対象とならない添加物のうち、『組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合』に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断される。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

\* パン生地の改良、コーヒー抽出率の向上などに使用される食品添加物です。

(5) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について

・厚生労働省及び農林水産省から報告。

(6) BSE対策に関する調査結果等について

・厚生労働省及び農林水産省から報告。

(7) 平成21年度食品安全モニター会議について

・事務局から報告。